

福井原発訴訟(滋賀)を支える会ニュース

2023年3月24日 No.51 連絡先 吉原稔法律事務所 Tel 077-510-5262 FAX 077-510-5263
事務局 E-mail datsushiga@yahoo.co.jp ホームページ <http://www.nonukesshiga.jp/>

内容

3月9日 本訴第36回口頭弁論で西尾漢氏が放射性廃棄物問題について証言	1
【西尾漢氏の証言概要】	2
【記者会見での井戸弁護団長の概要説明】	5
【記者会見での池田弁護士、雪谷弁護士コメント】	6
【記者会見での主な質疑応答】	7
今後の大津地裁での原発裁判の予定	7
支える会定期総会冒頭講演「原発裁判この一年のまとめと今後の展望」	8
支える会総会の概要、2023 びわこ集会	11
支える会総会決議	12

3月9日 第36回口頭弁論で 西尾漢氏が放射性廃棄物問題について証言 「核燃料サイクルは破綻、廃棄物処理処分の展望なし」 放射性廃棄物問題は災害リスクとならぶ原発のネックであることが明瞭に 次回は裁判長交代交代に伴い今までの主張をまとめてプレゼン

3月9日、福井の関電原発7基の運転差し止めを求めた本訴(2013年12月24日提訴)第36回口頭弁論が大津地裁で行われました。

午後1時15分から原告の代表も参加した進行協議が行われた後、2時半から法廷での弁論、午後5時過ぎから記者会見を行い、その後支える会の定期総会を行いました。

法廷では、本裁判で3人目の原告側証人となった原子力資料情報室共同代表の西尾漢(本名芝邦夫)氏への尋問が行われま

した。尋問は、原告側からの主尋問のあと、休憩をはさんで被告側からの反対尋問が行われました。

原告側の主尋問に対して西尾氏は、核燃料サイクル¹が完全に破綻し、原発の運転に伴って発生している大量の放射性廃棄物が行き場を失っており、将来的な展望もないことなどを証言しました。

関電側の反対尋問も行われましたが、放射性廃棄物問題について展望のないまま原発事業が進められてきたことは動かしよ

¹ 核燃料サイクル：使用済み燃料からウランや新たに生まれたプルトニウムなどをエネルギー資源として回収し(再処理)、再び原子力発電の燃料に使うしくみ。西尾氏は、サイクルの中核をなす高速増殖炉は、原型炉であるもんじゅの廃止で実現は事実上不可能と証言した。

うのない事実であり、西尾氏の証言内容を否定するものではなく、予定時間の半分以下の時間で反対尋問は終了しました。

次回は、6月15日(木)13:30から、裁判長交代に伴い、原告、被告双方が今までの主張をまとめたプレゼンテーションを行う更新弁論²を行うことになりました。このため、4人目の証人として予定している芦田京大名誉教授への尋問は9月になります。

また、進行協議では、今後の日程について以下のとおり確認されました。

6月15日(木) 午前11時から進行協議、
午後1時30分から第37回口頭弁論
(裁判長交代に伴う更新弁論)を予定
9月14日(木) 午前、午後を予定
12月7日(木) 午前、午後を予定

なお、関電側は3月2日付で、火山リスクについて主張した原告準備書面(91)に反論した準備書面(70)を提出しました。その内容は、大山の噴火の可能性は低いこと、火山灰の影響評価についてより安全側で評価すべきとした原告主張に対する反論です。

【西尾漢氏の証言概要³】

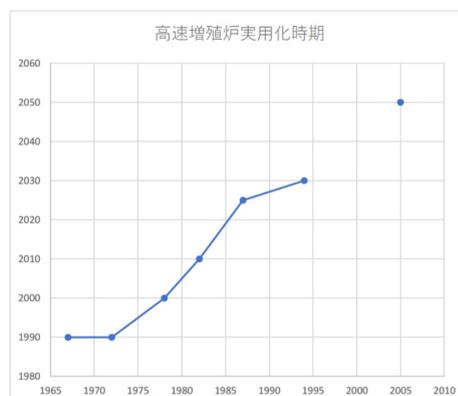
(1)原告側主尋問に対して

西尾氏は、原告代理人池田弁護士の尋問に対して以下の内容の証言をしました。

①核燃料サイクルは破たんしている

日本の原子力政策の中核をなす核燃料サイクル(以下、単にサイクルという。)が破たんしている。

サイクルは、原発の使用済み核燃料から再処理という化学処理でプルトニウムやウランを取り出し、ウラン・プルトニウム混合酸化物(MOX)燃料に加工して原発や高速増殖炉で再利用する仕組みだ。サイクルの中心的役割を果たす高速増殖炉⁴は、使った以上のプルトニウムを生み出す「夢の計画」だが、下図に示すとおり発表のたびに完成年度が先送りされてきている。最近では、同じ構造の炉で、放射性廃棄物の量や放射能レベルを下げる高速炉の開発に転換したが、いずれにしても実用化のめどは立っていない。



②高速(増殖)炉が実用化しない理由

一つは、高速(増殖)炉では中性子を減速させず、エネルギーが強いためコントロールしにくく、暴走を招きやすい。二つめは、冷却材として使っている金属ナトリウムの扱いも非常に難しい。

² 弁論の更新：裁判官交代の場合、民訴法上は、当事者が従前の口頭弁論の結果を新しい裁判官に陳述することになっており、この手続を弁論の更新という。実際には裁判長が、「双方従前どおりの主張・立証内容でよろしいですね。」などと確認することにより手続を簡略化しているが、本訴訟では原告、被告で膨大な主張が行われており、新しい裁判長の理解を助けるため、次回6月15日の第37回口頭弁論では実質的な弁論の更新手続が行われる。

³ 西尾氏陳述書はホームページ <http://www.nonukesshiga.jp/archive/h25-wa-696/p1> 参照

⁴ 高速増殖炉：原発では燃料を核分裂させるのに中性子を使うが、中性子を減速させて使う軽水炉などと違い、高速に動く中性子を使って核分裂を連続させるのが「高速炉」である。「高速炉」のうち、燃料として使ったウランよりも多いプルトニウムを増殖させるのが高速増殖炉。

③高速（増殖）炉の難しさは原発に批判的な人だけが言っているのではない

2006年まで約6年間、原子力安全委員会委員長を務めた松浦祥次郎氏も将来展望は不確定といい、楽観的に見ても、安全性、信頼性、経済性、資源安定性など多くの課題を列記してこれらの課題を解決するためには相当の期間が必要としている。実際、これらの問題を全部クリアするのは無理だ。

④もんじゅの廃炉で高速増殖炉の実用化は不可能になった

もんじゅは、実験炉の「常陽」に続く原型炉という位置づけだった。実験炉、原型炉、実証炉、実用炉というステップの2段階目で開発研究はストップした。1兆円以上の巨額予算と30年以上の年月をかけたプロジェクトが挫折したことは、高速炉の実現可能性が遠のいただけでなく、技術的、経済的、社会的に無理である証拠だ。

⑤高浜原発などで MOX 燃料を使用してもサイクルはまわらない

軽水炉での MOX 燃料としての使用が進められているが、これだけではサイクルは回らない。そのことは、原子力規制委員会の田中元委員長が「高速炉を動かさない限りは、処理した MOX 燃料は使えないという理解の方がいいと思います」と言っているし、後任の更田前委員長も「おそらく全く得策ではない」と言っている。

⑥MOX 燃料は一回燃やせば終わり

MOX 燃料を燃やした後の MOX 使用済燃料は、再処理が難しく、一回燃やせば終わりです。サイクルは回らない。そもそも、六ヶ所再処理施設は MOX 使用済燃料を対象としていないし検討することにもなっていない。

⑦MOX 燃料はウランに比べて高い

右上の図のとおり MOX 燃料はウランに比べて高く、価格はどんどん上がっている。

電力会社はわざわざ高いものを使っている。

⑧六ヶ所再処理事業の状況

完成時期がどんどん先送りされ、審査側からも大変厳しい意見が出されている。

⑨使用済み燃料の行き場

再処理ができないから中間貯蔵という方向になっている。関西電力は福井県に県外に中間貯蔵施設の建設を約束したが、立地については延期に次ぐ延期で三度目の約束の残りは2023年中であり、残り1年を切っている。

⑩行き場がない使用済 MOX 燃料

高浜の使用済み MOX 燃料が最近燃料ピットに移されたが（仮に中間貯蔵施設ができたとしても）出ていく先がない。

⑪低レベル廃棄物の問題について

高レベル以外のものはすべて低レベルとなる。ある大臣が低レベル廃棄物のドラム缶に抱きついてもいいと言ったが、必ずしも放射能レベルが低いということではなく、運搬できない程高いものもあるので抱きついたら大変なことになる。

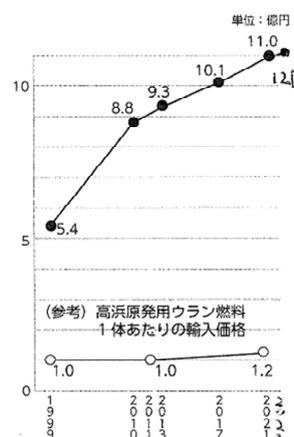
低レベル廃棄物の問題は大量にできるといふ点であり、現在、処分場は六ヶ所村だけだ。

⑫高レベル廃棄物の処分方法の変遷

高レベル廃棄物は「人類最大の負担」と言われており、その最大の問題は放射能レベルが高いことだ。安定するまで10万年から100万年かかるので隔離しなければならない。

現在は地下300m以上の地層処分という方向だが、元々は海洋処分という考えだ

高浜原発用MOX燃料
1体当たりの輸入価格



った。それがロンドン条約で海洋処分が禁止となり、いつのまにか地層処分ということになった。

⑬日本での地層処分地に関する状況

北海道の寿都町と神恵内村で地層処分の文献調査が始まったが、三段階の調査のうち、まだいちばん最初の段階だ。候補地が決まるまでには調査だけで20年かかるとされているが実際にはもっとかかるだろう。次の段階に進むのは北海道が反対と言っているし、文献調査の二つの自治体も、もっと多くでてこないと困る、と言っている。

⑭廃炉廃棄物について

現在24基の廃炉が決まっているが、廃炉作業における作業員の被曝、大量の放射性廃棄物の処理処分が問題だ。廃棄物の行き場は何も決まっていない。

⑮放射性廃棄物の再処理、MOX燃料加工事業費



上の図は、再処理、MOX燃料加工事業費見積りの推移を示したものだが、16兆円ものお金が投入されることになる。これには高レベル廃棄物の費用などは含まれていない。これですむか。足りなければ税金でということになり、将来世代にまで負担が及ぶ。

⑯岸田政権の原発回帰政策について

原発を引き受けるところを増やそうと

いうことかと思うが、本質的な中身は何も変わっていない。指摘している放射性廃棄物問題の解決にならない。

⑰無責任な原発政策の歴史

全体を見ず、差し迫った時だけバタバタとしてきた。とくに、原発をつくるたびに放射性廃棄物をどうするか全く考えていない。廃炉の時の解体とかしやすいような工夫もされていない。

そういう意味では全くの後追いとなっている。

(2)被告側反対尋問

被告側の反対尋問の概要は以下のとおりです。

Q1.高速炉は実用化のめどがないということだが、「戦略ロードマップ」ではロシア、中国においては高速炉の商用炉が2030年代に導入予定とされている。これは事実か？

A.何年も前から同じ状況だ。ロシア、中国は安全性が考えられていない。格納容器がなく、いざという時、放射能を閉じ込めることができない。いわば20世紀の技術であり、うまくいく保証は全くない。ロードマップに書かれていることは事実だが、そのとおり進むわけではない。

Q2.各国の状況として高速炉を進めている事実はあるのか？

A.進めるといって実際は進んでいないのが事実だ。

Q3.プルサーマルは高速炉に比べて資源として使える量は増えるか？

A.海外で再処理、運搬をしており、それを含めて全体として評価すると資源の有効利用にはならない。

Q4.プルサーマルでMOX燃料を一回しか使わない場合でも使用できる燃料は増えるという試算がある。